

## 令和元年度 練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告（案）

## 1 令和元年度検討事項

- ① 災害時における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて
- ② 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
- ③ 災害時における透析医療確保に関する行動指針の見直しについて

## 2 検討経過

日時等	検討内容
第1回専門部会 令和元年7月17日（水）	(1)救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて (2)災害時における透析医療確保に関する行動指針の見直しについて 〔その他〕 ・令和元年度医療救護所訓練について ・練馬区医療救護カレンダー2020について ・災害時における情報共有ツールの増設について
第2回専門部会 令和元年10月16日（水）	(1)災害時における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて (2)災害時における透析医療確保に関する行動指針の見直しについて 〔その他〕 ・令和元年度医療救護所訓練について
第3回専門部会 令和2年1月28日（火）	・令和元年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告 ・令和2年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について

### 3 検討結果

<b>検討事項①</b>	災害時における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて
これまで歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復班の活動マニュアルを策定し、平成30年度に医療救護班全体のマニュアルである「災害時における医療救護班等活動マニュアル」を作成したところである。しかし、当マニュアルについては、災害医療運営連絡会での検討や医療救護所訓練の反省を活かし、その都度反映する必要があることから、令和元年度も継続して見直しを図っていく。	

《検討結果》・・・資料2のとおり

専門部会での協議や医療救護所訓練での試行錯誤の結果、一部文言の修正や帳票類の整理を行った。今後も、災害医療運営連絡会等での協議過程で修正が必要になることが想定される。その場合には、これまで作成してきたマニュアルを含め、必要に応じて見直しを図ることとする。

<b>検討事項②</b>	救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
医療救護所に配備済みの備蓄医療資材ならびに備蓄医薬品の見直し検討を平成30年度に5年ぶりに開始した。そこで四師会員で構成される備蓄医薬品等検討会を別途設けて、医師等医療関係者の意見に基づき種別や数量を再検討してきた。令和元年度は、改定案を作成し、区災害医療コーディネーターや医薬品統括責任者等の意見をふまえて最終決定する。	

《検討結果》・・・資料3のとおり

専門部会や備蓄医薬品等検討会、災害医療コーディネーターの意見を基に備蓄医療資材や医薬品目を最終決定した。品目の入替えについては、令和2年度に行う予定。

<b>検討事項③</b>	災害時における透析医療確保に関する行動指針の見直しについて
区内透析医療機関等の協力により、平成27年度に災害時における人工透析患者の安全を確保するため、「災害時における透析医療確保に関する行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定した。策定から3年が経過し、協力関係機関の増減や区の地域防災計画の修正（平成29年度末）があったことから、平成30年度には、透析医療機関・透析患者搬送団体・透析患者会・区からなる透析医療の確保に関する連絡会（以下「連絡会」という。）において意見を集約した。令和元年度は、これらの内容や意見を反映させ行動指針の一部を改訂する。	

《検討結果》・・・資料4のとおり

連絡会での関係団体からの意見を集約し、10月に一部改訂を行った。「災害時における透析患者搬送に関する協定」締結団体の更新や新しく運用が始まった東京都透析医会の情報共有ツール「Tokyo DIEMAS」の記載を追加した。

[その他]

・練馬区医療救護カレンダー2020について・・・資料5のとおり

平成29年度より作成を開始した、日頃から目にすることができ発災時に持ち運びのできるカレンダー型の医療救護所簡易マニュアルを今年度も作成した。使用者のアンケートを基に、医療救護所運営に必要な不可欠な情報を精査し、またカレンダーとしての機能を向上させた。

・令和元年度練馬区医療救護所訓練について・・・資料6のとおり

昨年度の訓練をもって、医療救護所10か所での訓練が一巡した。それに伴い、訓練内容を一部アレンジし実施した。